

中小企業者持続化補助金
「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」交付要綱

（通則）

第 1 条 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及び石川県補助金交付規則（昭和 34 年規則第 29 号）に定めるところによるほか、この要綱で定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第 2 条 この補助金は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、生産設備や販売拠点の流出・損壊、顧客や販路の喪失という状況に直面している県内中小企業者の事業再建を支援するため、生産性向上に資する経営計画に基づく販路開拓等を行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する補助事業者に対して、災害からの事業再建に要する経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える中小企業者の事業活動を支援し、被災地域の復旧・復興を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この補助金において「中小企業者等」とは、別表 1 に記載した補助対象者をいう。

（補助対象事業の内容）

第 4 条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表 2 に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第 1 号による補助金交付申請書を別に定める期限までに、理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適当と認めたときは、様式第 2 号による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 交付申請者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金

の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の決定通知書を受けた日から起算して 10 日以内に書面をもって理事長に申し出なければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止の承認）

第 8 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第 3 号による変更（中止、廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （１）補助対象経費総額の 20 %を超える増減を行おうとする場合
- （２）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合（ただし、補助対象経費総額の 20 %以内の流用増減を除く。）
- （３）補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）
- （４）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- （５）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき
- （６）その他理事長が特に認める事項

（事情変更による決定の取り消し等）

第 9 条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（補助事業遅延等の報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 4 号による事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業遂行状況の報告）

第 11 条 補助事業者は、理事長が必要と認めたときは、速やかに補助事業の遂行状況を理事長に報告しなければならない。

（補助事業実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）及び補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、速やかに様式第 5 号による補助金実績報告書（以下「報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 13 条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれ

に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

（是正のための措置）

第14条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

（補助金の交付の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、様式第7号による精算払請求書を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第16条 理事長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他これに基づく理事長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 理事長は、補助事業者が、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（延滞金）

第19条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 3 理事長は、第一項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(取得した財産の管理)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の取得財産管理台帳の副本を作成し、第12条に定める実績報告書とともに理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を支援機構に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間において、前項の取得財産等を、理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め様式第9号による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支について明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査)

- 第23条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は支援機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(収益納付)

- 第24条 理事長は、補助対象事業による事業化、知的財産権の譲渡又は実施権設定その他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付させることができ

るものとする。

（反社会勢力の排除）

第25条 理事長は、石川県暴力団排除条例第6条に基づき、補助事業者（法人の役員等も含む。）が、暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者である場合には補助金を交付しないものとする。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

【補助対象者】

本補助金の補助対象者は、石川県内に主たる事業所を有し、支援機構が別に定める申請基準を満たした「中小企業者等」であること。ただし、本補助金における「中小企業者等」には、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に定める小規模事業者および特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人を含めないこととする。

。

本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者とする。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金（資本の額または出資の総額）	従業員数〔常勤〕 （注1）
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5千万円	100人
小売業	5千万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

（注1）常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の（1）～（5）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

（みなし大企業）

- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※注1）、生活衛生同業小組合（※注1）、生活衛生同業組合連合会（※注1）、酒造組合（※注2）、酒造組合連合会（※注2）、酒造組合中央会（※注2）、内航海運組合（※注3）、内航海運組合連合会（※注3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

（注1）その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であること。

(注 2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(注 3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

別表2 (第4条関係)

補助率	○補助対象経費の2分の1以内 ○石川県内に所在し、自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額 1. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者 ①事業用資産への被災が証明できる事業者 ②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者 2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者 3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者 (※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。
補助上限額	①200万円(自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者) ②100万円(間接的(売上減少)な被害があった事業者)
補助対象経費の区分	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費

・交付決定日前に支出した経費については、令和6年能登半島地震による災害発生以降に行われた事業に要する経費のうち、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められるものに限る。

番 号
年 月 日

殿

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎

中小企業者持続化補助金交付決定通知書

中小企業者持続化補助金について、中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで申請のありました中小企業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

【交付決定日： 令和 年 月 日（第●回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった、中小企業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。
○補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の1/2または配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

○自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額（補助対象経費の額の10/10）。

1. 過去数年以内に発生した災害（※１）で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者
 - ①事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が２０％以上減少している復興途上にある事業者
 3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- （※１）過去数年以内に発生した災害とは、過去５年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、石川県補助金交付規則、および中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければならない。
 5. 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
 6. 上記のほか、本事業の実施に当たっては、公益財団法人石川県産業創出支援機構の指示に従うこと。

(様式第3号)

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎 様

住所
名称
代表者の役職・氏名

印

中小企業者持続化補助金に係る補助事業の変更（中止又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知（第●回受付締切分）のあった上記補助事業を下
記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、中小企業者持続化補助金「災害支援枠
（令和6年能登半島地震）」交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更（中止又は廃止）の理由

2. 変更（中止又は廃止）の内容

(別紙1) 補助事業の変更承認の場合のみ提出

【様式第3：中小企業者持続化補助金に係る補助事業の変更（中止又は廃止）承認申請書に添付】

事業者名：_____

経費の配分の変更
円)

(単位：

経費区分	補助対象経費（税抜）	
	金額	
	変更前	変更後
1. 機械装置等費		
2. 広報費		
3. ウェブサイト関連費		
4. 展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)		
5. 旅費		
6. 新商品開発費		
7. 資料購入費		
8. 借料		
9. 設備処分費		
10. 委託・外注費		
11. 車両購入費		
(上記3.を除く) 補助対象経費小計【①】		
補助対象経費合計		

(上記3.を除く) 補助金額小計 【②】(①の1/2 (※)以内)		
(上記3.のみの) 補助金額 小計【③】 (上記3.の1/2 (※)以内) ※④の1/4を上限		
補助金額合計額【④】 (②+③)		

※変更前の補助金額を上限とする。

(様式第4号)

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎 様

住所
名称
代表者の役職・氏名

印

中小企業者持続化補助金に係る補助事業遅延等報告書

中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を下記に記載のこと。）

中小企業者持続化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定（第●回受付締切分））

2. 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

金 円

3. 遅延又は困難な理由及び原因

4. 今後の措置

5. 補助事業の遂行と完了の予定

(様式第5号)

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎 様

<申請者>
郵便番号〒
登記住所・所在地
企業名又は屋号
代表者の役職・氏名 印

<担当者>
役職・指名
連絡先

中小企業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書

中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

中小企業者持続化補助金事業
（令和 年 月 日交付決定（第●次受付締切分））

2. 事業期間

事業開始日 令和 年 月 日

事業完了日 令和 年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

（1）事業名

（2）事業の具体的な取組内容

（3）事業成果（概要）

（4）事業経費の状況 （別紙2）支出内訳書のとおり

（5）本補助事業がもたらす効果等

(別紙2)

【様式第5：中小企業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書に添付】

事業者名：_____

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	
2. 広報費	
3. ウェブサイト関連費 ①	
4. 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）	
5. 旅費	
6. 新商品開発費	
7. 資料購入費	
8. 借料	
9. 設備処分費 ②	
10. 委託・外注費	
11. 車両購入費	
（上記3.を除く） 補助対象経費小計 ③	
（上記3.のみ） 補助対象経費小計 ④	
補助対象経費合計 （上記1.～11.） ⑤	
② ≤ ⑤ × 1/2 かつ ②が申請・交付決定時の計上額の範囲内か → 満たしていない場合は実績報告ができません。	チェック欄 ☐
（1）③の2分の1以内の金額（円未満切り捨て）	
（2）④の2分の1以内の金額（円未満切り捨て）	
（3）（1）+（2）の合計額	
（4） 交付決定通知書記載の補助金の額（計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額）	
（5） 補助金額（(3)または(4)のいずれか低い額）	
（2） ≤ （5） × 1/4 であるか	チェック欄 ☐

※ ウェブサイト関連費は、交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限（最大50万円）。

(別紙3)

【様式第5：中小企業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

事業者名：_____

令和●年 月 日付けで交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、中小企業者持続化補助金＜災害支援枠（令和6年能登半島地震）＞交付要綱第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

事業名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係 る売上額 (C)	補助事業に係 る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3. においてすべて「無」（1. については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額（A）」は、別紙3（5）に記載の額をいう。
- (3) 「補助事業対象経費（B）」とは、別紙3の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計（上記1. ～11.）」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額（C）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額（D）」とは、「補助事業に係る売上額（C）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額（D）」がゼロまたはマイナスの場合には、（D）にゼロと記載する。
- (6) 「控除額（E）」とは、「補助事業対象経費（B）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額（E）＝補助事業対象経費（B）－補助金額（A）
- (7) 「納付額（F）」＝（「補助事業に係る収益額（D）」－「控除額（E）」）
×（「補助金額（A）」／「補助事業対象経費（B）」） * 円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号

年 月 日

殿

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎

中小企業者持続化補助金の額の確定について

令和 年 月 日 第 号により（変更）交付決定した標記補助金については、中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

中小企業者持続化補助金精算払請求書

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎 様

郵便番号〒
登録住所・所在地
企業名又は屋号
代表者の役職・氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった中小企業者持続化補助金として、下記の金額を交付されるよう中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」交付要綱第 15 条の規定により関係書類を添えて請求します。
記

請求金額 金 円
(千円未満切り捨て)

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 / 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			

(様式第 8 号)

取得財産管理台帳

事業者名：_____

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」交付要綱第 2 1 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(様式第 9 号)

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 田中 新太郎 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

印

取得財産の処分承認申請書

中小企業者持続化補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」交付要綱第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由